

第62回

定時株主総会
招集ご通知

開催日時

2021年6月18日(金曜日)午前10時
受付開始 午前9時

開催場所

東京都千代田区一番町21番地
一番町東急ビル10F

「スマート行使」と「ネットで招集」で
議決権行使が簡単・便利に

パソコン・スマートフォン・タブレット端末
からもご覧いただけます。

こちらからも議決権行使ウェブサイトへアク
セスいただけます。

<https://s.srdb.jp/4743/>



Provided by TAKARA Printing



株主総会にご出席の株主様へのお土産をご用意しておりません。
何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

株 主 各 位

東京都千代田区一番町21番地
株 式 会 社 アイティフォー
代表取締役社長 佐藤恒徳

第62回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第62回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の流行が予断を許さない状況が続いております。このような状況に鑑み、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施の上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、本株主総会には、極力、書面またはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。株主総会の模様は、株主の皆様へインターネットによるライブ配信（詳細は5ページに記載しております）を実施させていただきます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、**3ページから4ページのご案内に従って、2021年6月17日（木曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。**

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月18日（金曜日）午前10時
（受付開始時刻：午前9時）
2. 場 所 東京都千代田区一番町21番地
一番町東急ビル10F
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第62期（自2020年4月1日至2021年3月31日）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の
連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第62期（自2020年4月1日至2021年3月31日）
計算書類報告の件
- 決 議 事 項
 - 第1号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）5名選任の件
 - 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第3号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件

以 上

- ~~~~~
1. 株主総会にご出席の株主様へのお土産の提供はいたしておりませんのでご了承賜りますようお願い申し上げます。
 2. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 3. 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://ir.itfor.co.jp/>) に掲載させていただきます。
 4. 法令および当社定款第16条の規定に基づき、提供すべき書面のうち、次に掲げる事項を当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
①連結注記表 ②個別注記表
なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類および計算書類は、会計監査人および監査等委員会が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。

新型コロナウイルス感染防止への対応について

<当社の対応について>

- 本株主総会会場におきましては、株主総会当日の状況に応じて、運営スタッフのマスク着用など、感染予防措置を講じてまいります。

<株主様へのお願い>

- 感染リスクを避けるため、今年度は株主総会当日のご来場をお控えいただき、書面・インターネットによる議決権行使をご推奨申し上げます。

<来場される株主様へのお願い>

- ご来場の株主様におかれましては、ご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただけますようお願い申し上げます。

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。後記の株主総会参考書類(38ページから48ページ)をご検討の上、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使には以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2021年6月18日(金曜日) 午前10時

会場 東京都千代田区一番町21番地 一番町東急ビル10F

(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

代理人によるご出席について

議決権をご行使できる当社の他の株主1名様を代理人にご指定のうえ、代理権を証明する書面を株主総会開会前に当社にご提出ください。

郵送で議決権をご行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。

行使期限 2021年6月17日(木曜日)
午後5時到着分まで

インターネット等で議決権を行使される場合



議決権行使サイトで議案に対する賛否をご入力いただき、ご送信ください。

行使期限 2021年6月17日(木曜日)
午後5時入力分まで

● 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

こちらに、議案の賛否をご記入ください。

議案番号	賛	否
1	○	○
2	○	○
3	○	○
4	○	○
5	○	○

見本

全員賛成の場合

「賛」の欄に○印

全員否認する場合

「否」の欄に○印

一部の候補者を否認する場合

「賛」の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入いただくか、「否」の欄に○印をし、賛成する候補者の番号をご記入ください。

議決権行使のお取り扱いについて

議決権行使書用紙において各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

● インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

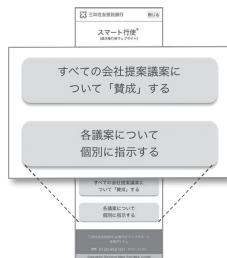
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

- ※書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取り扱いします。なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書が同日に到着した場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ※インターネットにより複数回議決権をご行使された場合、またはパソコンとスマートフォンで重複して議決権をご行使された場合は、最後に行使されたものを有効として取り扱わせていただきます。

【機関投資家の皆様へ】

上記のインターネットによる議決権の行使のほかに、あらかじめ申し込みされた場合に限り、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://www.web54.net>

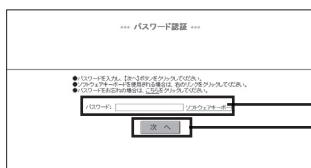
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 午前9時～午後9時）

株主総会オンライン参加・事前質問の方法について

本株主総会は、バーチャル株主総会クラウドサービスを利用し、株主総会のオンライン参加（ライブ配信の視聴）・事前質問フォームをご利用いただけます。本システム上で議決権行使を行うことはできませんので、オンライン参加をご希望の株主様におかれましては、書面またはインターネットにより、事前に議決権行使をお願いいたします。

また、オンラインで参加される株主様は、会社法上の出席株主に認められる質問（同法314条）を行うことや動議を提出すること（同法304条等）はできませんので、あらかじめご了承ください。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染予防および拡散防止のため、当日のご来場をお控えいただき、こちらをご覧くださいませようお願い申し上げます。

※ライブ配信をご覧ください場合は、注意事項を必ずご一読ください。

1. システムのログイン方法

お手元の議決権行使書をご確認いただきながら、下記ログインページより必要事項をご入力ください。

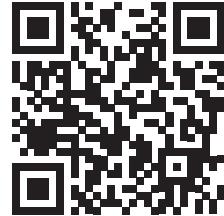
ログインページ：<https://web.sharely.app/login/itfor-62>

<入力情報> 株主番号
郵便番号
保有株式数

※必要事項をご入力いただきますと、すぐにご利用が可能です。

※ご不明点に関しては、下記URLをご参照ください。

<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533>



2. 事前質問受付について

システムにログイン後、「質問」タブの送信フォームより質問を受け付けております。下記の注意事項をご確認のうえ、フォームよりご送信ください。

<受付期間> 2021年6月3日（木曜日）～2021年6月14日（月曜日）午後5時

※受付期間終了後に送信されたご質問にはお答えいたしかねます。

※株主総会の進行上の都合やご質問内容により、すべてのご質問にお答えできない場合があります。

3. 注意事項

- ・当日は安定した配信に努めてまいります。通信環境の影響により、ライブ配信の映像・音声の乱れおよび一時中断などの通信障害が発生する可能性があります。当社はこれら通信障害によってオンライン参加のご視聴者様が被った不利益に関しては、一切の責任を負いかねますことをご了承ください。
- ・オンライン株主総会当日において、ご視聴者様側の環境等の問題と思われる原因での接続不良・遅延・音声のトラブルにつきましてもサポートいたしかねます。予めご了承ください。
- ・ライブ配信をご視聴いただくための費用（インターネット接続料金・通信料金等）は株主様のご負担となります。
- ・映像や音声データの第三者への提供、公開、転載・複製は禁じます。また、ログイン方法を第三者に伝えることは禁じます。
- ・その他配信システムに関するご不明点に関しましては、下記URLを確認ください。

<https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533>

(添付書類)

事業報告

(自2020年4月1日
至2021年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を大きく受け厳しい状況が続く結果となりました。年度前半は大幅な国内景気の落ち込みから持ち直しの傾向が見られたものの、年度後半の感染再拡大、緊急事態宣言の再発令などによる経済損失で回復ペースは緩やかに留まりました。企業業績は好調な業種も見られる一方、外出自粛要請の影響を受けたサービス業を中心に落ち込みが続いており、業績回復のばらつきが投資抑制や雇用・所得の減少に影響を与えています。

当社グループを取り巻く国内ITサービス業界におきましては、業務プロセスやビジネスの革新にデジタル技術を積極的に活用する動きが加速しており、AIやIoTなどのシステム投資、「非接触」や「非対面」を実現するデジタル化など、企業のIT投資意欲は全体として底堅く推移しました。その一方で、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化することにより、一部の業種・企業においてIT投資の抑制や先送りの動きが見られ、企業の投資計画の見直しについて注視していく必要があります。

このような環境の下、当社グループは2018年5月18日に発表した中期経営計画「Challenge to 2020」で掲げた、売上高140億円、営業利益23億円、ROE10%以上の達成へ向けて事業を推進してまいりました。基幹事業の金融機関向けソリューションにおいて、主力パッケージである個人ローン業務支援システム「SCOPE」などの好調な販売により受注高が伸長、さらに前期末時点での高水準な受注残が売上に寄与したことから、当連結会計年度の売上高は162億89百万円（前期比106.9%）、営業利益は21億86百万円（前期比126.5%）、経常利益は23億17百万円（前期比126.0%）、親会社株主に帰属する当期純利益は16億83百万円（前期比136.7%）となり、売上高、各利益は過去最高を更新いたしました。

なお、第2次中期経営計画で定めた2021年3月期の定量目標に対し、売上高およびROEについては目標を達成したものの、営業利益は1億14百万円の未達となりました。報告セグメント別の営業概況は次のとおりです。

(システムソリューション)

システムソリューションでは、金融機関において、コロナ禍の影響を受け業務の非対面化需要が一段と高まっており、主力の個人ローン業務支援システム「SCOPE」に加え、電子契約機能を実装したローンWeb受付システム「WELCOME」や個人信用情報照会システム「MICS 2.0」の受注が好調に推移しております。また、既存顧客の大型システム更改への着実な対応、前期末受注残からの確実な納入等により前期に対し増収となり、コンタクトセンター向け自動受架電システム「ロボティックコール」では、大手クレジットカード会社や銀行からの受注があり、引き続き好調を維持しております。

公共向けシステムでは、学校給食費の公会計化への移行に備えた給食費管理システムの新規受注や中核市から滞納管理システムの新たな受注を獲得するなど、計画通りに推移しております。売上につきましても前期末までの受注残が売上に寄与し、前期に対し大幅な増収となりました。

小売業向けシステムでは、百貨店で基幹システム「RITS」、化粧品専門店でPOSソリューション「RITS-DX」が稼働し、売上に貢献しました。一方、百貨店や専門店など店舗向けのシステムやコールセンター向けの一部案件においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、受注の遅延や開発が延伸するなどの影響を受けております。

その結果、受注高は94億92百万円（前期比113.9%）、売上高は87億80百万円（前期比97.7%）、セグメント利益は22億82百万円（前期比127.0%）となりました。

(サービスソリューション)

サービスソリューションでは、公共分野向けBPO（業務委託）サービスにおいて、既存先の更改に加え県庁からの初受注、中核市から大型受注を獲得するなど好調に推移しており、前期に対し大幅な増収となっております。

一方、調査業務専門の連結子会社では新型コロナウイルス感染症の影響により、主要顧客からの一部業務の受託が一時的に休止、延期になるなどの影響を受けました。徐々に受注は回復してきておりましたが、感染の再拡大により先行き不透明な状況が続いており、コロナ前の水準まで改善するには時間を要する見込みです。

その結果、受注高は50億75百万円（前期比115.7%）、売上高は37億97百万円（前期比109.3%）、セグメント利益は5億3百万円（前期比81.4%）となりました。

(基盤ソリューション)

基盤ソリューションでは、キャッシュレス決済やマルチペイメントの利用拡大が続く中、主力商品のマルチ決済端末「iRITSpay決済ターミナル」が順調に販売を拡大するとともに、前期末までの受注残が売上に寄与しました。

一方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大と自粛の影響等により決済端末の主な導入先である加盟店では厳しい状況が続いており、自動販売機メーカーとの共同開発やWEBPO Sベンダーとのシステム連携など、新たな決済サービスへの取り組みを推進しています。

その結果、受注高は38億91百万円（前期比119.8%）、売上高は37億12百万円（前期比133.8%）、セグメント利益は8億35百万円（前期比139.7%）となりました。

[売上高の内訳]

セグメント別の売上構成は以下のとおりです。

区 分	金 額	構 成 比	前 期 比
システムソリューション	87億80百万円	53.9%	97.7%
サービスソリューション	37億97百万円	23.3%	109.3%
基盤ソリューション	37億12百万円	22.8%	133.8%
合 計	162億89百万円	100.0%	106.9%

(注) セグメント別売上高は、外部顧客への売上高を表示しております。

<社会貢献活動>

当社は、企業としての社会的責任を果たすため、国連WFP協会および公益財団法人日本ユニセフ協会に寄付を行っております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資総額は4億円であり、その主なものは以下のとおりです。

市場販売用ソフトウェアの開発	1億26百万円
自社利用ソフトウェアの取得	1億13百万円
工具器具備品の取得	1億12百万円

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資の必要資金は全額自己資金で賄いました。

また、当社においては、効率的な資金調達を行うため、主要取引銀行と総額15億円のコミットメントライン（特定融資枠契約）を締結しておりますが、この契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割、新設分割および他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 対処すべき課題

当社グループは、2021年度から2023年度の3カ年を対象とした、中期経営計画「NEXT STAGE 2023 - HENCA SINCA SOZO -」を2021年5月13日に発表いたしました。本中計では、2023年度の財務目標として売上高210億円、営業利益32億円、ROEおよびROIC13%以上を掲げ、以下の基本方針の下、これまでの課題を解消し、持続的な成長を実現するための取り組みを加速化させてまいります。

① 経営基盤の強化

企業価値の持続的な向上を目指し、事業成長していくためには強い経営基盤を築くことが必須と考え、ガバナンスの強化、社内インフラの強化、開発体制および品質の強化を推進いたします。

また、今後の成長に必要な人財の確保、質・数の両面から強化してまいります。

② 収益性の向上

本中計では、全社目標ROICを13%に設定し、ROIC経営を全社に浸透させ収益性の向上を目指します。具体的には、低収益事業からの撤退、事業部間シナジーのさらなる追求、成長事業・新規事業育成のための積極的投資に努めてまいります。

③ ESG経営の進化

将来の成長に向け、利益と効率性の追求に加えESG経営の実践が求められています。当社グループでは社長自らがサステナビリティ推進担当となり、ESGの考え方を社内に浸透させるとともに、われわれの強みを活かし、様々なソリューションの提供を通じて地方のデジタルトランスフォーメーション（DX）化に貢献し、地方経済の活性化に寄与していきたいと考えております。

(8) 財産および損益の状況の推移

区 分	第59期 2018年3月期	第60期 2019年3月期	第61期 2020年3月期	第62期(当期) 2021年3月期
売 上 高(百万円)	11,831	12,554	15,239	16,289
経 常 利 益(百万円)	1,605	1,709	1,839	2,317
親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	1,124	1,148	1,232	1,683
1株当たり当期純利益(円)	39.77	41.75	44.98	61.56
総 資 産(百万円)	15,418	15,878	16,294	18,690
純 資 産(百万円)	12,213	12,367	12,564	14,101
1株当たり純資産(円)	441.60	449.42	458.83	512.48

(9) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社グラス・ルーツ	10,000千円	45.0%	企業ブランディングおよび社内報等各種媒体の企画制作支援
株式会社アイ・シー・アール	100,000千円	100.0%	地方自治体の国民健康保険料等の各種案内・収納業務受託
株式会社シー・ヴィ・シー	100,000千円	100.0%	訪問調査サービス
株式会社イーブ	14,500千円	100.0%	ソフトウェアの開発

③ 企業結合の経過と成果

連結子会社は、株式会社グラス・ルーツ、株式会社アイ・シー・アール、株式会社シー・ヴィ・シー、株式会社イーブの4社であり、持分法を適用した関連会社として株式会社アイセルの1社があります。

なお、前連結会計年度末において連結子会社であった株式会社スナッピー・コミュニケーションズは、当連結会計年度に当保有株式のすべてを譲渡したことにより、連結子会社から除外しております。

当連結会計年度の当社グループの企業集団の成果は「(1) 事業の経過および成果」に記載のとおりであります。

(10) 主要な事業セグメント

当社グループは、製品・サービスのビジネス特性を基礎としたセグメントから構成されており、「システムソリューション」、「サービスソリューション」、「基盤ソリューション」の3つを報告セグメントとしております。

事業区分	主要な製品・サービス
システムソリューション	主にパッケージソフトウェアに関する設計・開発から保守までの一貫したサービス
サービスソリューション	主にカスタマーサービス、電話・訪問催告や窓口支援を行うBPOサービス
基盤ソリューション	主にシステム機器販売、システム基盤インフラ設計・構築・納入・設置、ネットワークシステムソリューション

(11) 主要な事業所等 (2021年3月31日現在)

本社 東京都千代田区一番町21番地
事業所 所沢事業所 (所沢市)、西日本事業所 (大阪市)、
中部事業所 (名古屋市)、福岡営業所 (福岡市)、
沖縄営業所 (那覇市)、
株式会社グラス・ルーツ (東京都)、
株式会社アイ・シー・アール (愛知県)、
株式会社シー・ヴィ・シー (福岡県)、
株式会社イーブ (石川県)

サービス・ステーション他 札幌、仙台、清須

(12) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)
(当社グループ)

従業員数	前期末比増減
635名 (521名)	+56名 (+99名)

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は()内に年間平均人数を外数で記載しております。なお、臨時従業員数はパートタイマーを含んでおります。

(当社)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
516名 (230名)	+45名 (+33名)	42.9歳	10.0年

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は()内に年間平均人員数を外数で記載しています。なお、臨時従業員数はパートタイマーを含んでおります。

(13) 主要な借入先 (2021年3月31日現在)

該当事項はありません。

(14) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

当社は、利益配分に関しましては、業績動向や財務状況を勘案しつつ、連結配当性向30%以上を目処に安定的かつ継続的な配当を行うことを基本方針とし、期末日を基準日として、年1回の配当を実施しております。

2021年5月13日の取締役会において、1株当たり23円の配当を行うことを決議しております。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 110,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 29,430,000株(自己株式1,978,809株を含む)
- (3) 株主数 9,387名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,227,000株	8.11%
株式会社日本カストディ銀行 (三井住友信託銀行再信託分・ ブラザー工業株式会社退職給付信託口)	1,420,000	5.17
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,222,700	4.45
アイティフォー社員持株会	973,100	3.54
K I A F U N D 136	619,700	2.26
明治安田生命保険相互会社	551,400	2.01
株式会社横浜銀行	500,000	1.82
株式会社日本カストディ銀行 (信託口5)	392,200	1.43
東 川 清	364,800	1.33
第一生命保険株式会社	350,000	1.27

- (注) 1. 株式会社日本カストディ銀行(三井住友信託銀行再信託分・ブラザー工業株式会社退職給付信託口)の所有株式は、ブラザー工業株式会社が所有していた当社株式を三井住友信託銀行株式会社に信託したものが、株式会社日本カストディ銀行に再信託されたもので、議決権はブラザー工業株式会社に留保されております。
2. 当社は自己株式1,978,809株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。
3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

定 時 株 主 総 会 決 議 の 日	2017年6月21日
発 行 決 議 の 日	2017年9月13日
新 株 予 約 権 の 数	1,860個
保 有 人 数	当社取締役（監査等委員である者を除く）6名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	186,000株
新株予約権の払込金額	無償
新株予約権の行使に対して出資される財産の価額	1株当たり642円
新株予約権の行使期間	2019年9月16日から 2024年9月15日まで

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人、子会社役員および使用人に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2021年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長執行役員	佐 藤 恒 徳	事業本部長 株式会社アイ・シー・アール 取締役 株式会社シー・ヴィ・シー 取締役
代表取締役専務執行役員	坂 田 幸 司	技術開発本部長 ソフトウェア第二事業部長 株式会社アイ・シー・アール 取締役 株式会社イーブ 取締役 株式会社アイセル 取締役 株式会社アルファ新洋 取締役
取 締 役	東 川 清	
取 締 役 執 行 役 員	小 玉 敏 明	流通・eコマースシステム事業部長
取 締 役 執 行 役 員	大 枝 博 隆	通信・エンタープライズシステム事業部長
取 締 役 執 行 役 員	中 山 かつお	管理本部長 株式会社アイ・シー・アール 監査役 株式会社シー・ヴィ・シー 監査役 株式会社イーブ 監査役 株式会社グラス・ルーツ 取締役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	原 晃 一	
社外取締役 (監査等委員)	佐 藤 誠	公認会計士 株式会社グラス・ルーツ 監査役
社外取締役 (監査等委員)	小 泉 大 輔	公認会計士 株式会社オーナーズブレイン 代表取締役

(注) 1. 2021年4月1日付にて、次のとおり取締役の異動がありました。

代表取締役社長	佐藤 恒徳	
取 締 役	小玉 敏明	
取 締 役 執 行 役 員	大枝 博隆	事業本部長 兼 流通・eコマースシステム事業部長

- 社外取締役 佐藤誠氏および小泉大輔氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 社外取締役 佐藤誠氏が兼職している株式会社グラス・ルーツは当社連結子会社です。また、社外取締役 小泉大輔氏が兼職しているその他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。
- 当社は、社外取締役 佐藤誠氏および小泉大輔氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
- 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員である者を除く。）からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、原晃一氏を常勤の監査等委員として選定しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）が期待される役割を十分に発揮することができるよう、定款において、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結することができる旨を定めており、現在当社の非業務執行取締役の全員と当該責任限定契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約の被保険者は当社取締役であり、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する内容および決定方法

a. 決定の方針および決定プロセス

当社の役員報酬は、当社および当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値増大に向けて優秀な経営陣の確保・リテンションと動機付けに資することを目的とし、業績との連動性を適切に保ち、健全なインセンティブとして機能する、透明性と客観性を備えたプロセスにより決定されることを基本方針としております。

当社取締役の個人別の報酬等の具体的な内容は、代表取締役会長および代表取締役社長が役職、職務分掌、業績への貢献度などを総合的に勘案して取締役会に提案のうえ、取締役会が決定しております。取締役会は、当該決定内容は取締役個人別の報酬等の決定方針に沿うものであると判断しております。

監査等委員である取締役の報酬額は、各監査等委員の協議により決定しております。

b. 報酬体系

当社の役員報酬は、基本報酬と業績連動報酬で構成され、同業または同規模の他企業との比較、当社の財務状況および個人の貢献度を踏まえて取締役会で審議し、決定しております。社外取締役および監査等委員である取締役には、業績連動報酬等の変動報酬は相応しくないため、「基本報酬」のみの支給としております。

② 取締役の報酬等についての定めまたは株主総会の決議による定めに関する事項

当社の役員報酬の限度額は、2015年6月19日開催の第56回定時株主総会において、取締役（監査等委員である者を除く。）は年額30,000万円以内、監査等委員である取締役は年額3,500万円以内と定められております。第56回定時株主総会に係る取締役（監査等委員である者を除く。）の員数は8名、監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役2名）です。

③ 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬は、短期業績に基づき変動するインセンティブ報酬である月次報酬および中長期的のインセンティブ報酬である税制適格ストックオプション（非金銭報酬等）から構成されます。月次報酬は各事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益の目標値に対する達成率に応じて算出された額を支給いたします。

i. 短期のインセンティブ報酬である月次報酬

当該業績連動報酬に係る指標は、当社グループの成長が着実な利益を伴っているかを測定する観点から、親会社株主に帰属する当期純利益としております。なお、2020年度は目標値1,300百万円、実績値1,683百万円となりました。

業績連動報酬の総額＝親会社株主に帰属する当期純利益×8.0%×全社業績評価係数

ただし、親会社株主に帰属する当期純利益がマイナス(損失)の場合は、0円とします。

個人別支給額の算定方法

$$= \text{業績連動報酬の総額} \times \frac{\text{役職ごとのポイント} \times \text{個人業績評価係数}^*}{\text{役職ごとのポイント} \times \text{個人業績支給係数}^* \text{の総和}}$$

※個人業績評価係数は各取締役の個人業績指標に対する成果・貢献割合に応じて0%から150%の範囲で定めます。各取締役の個人業績指標に対する成果・貢献割合は、代表取締役会長および代表取締役社長による総合評価によっております。

$$\text{月次報酬} = \text{個人別支給額} \div 12$$

役職ごとのポイント

役 職	ポイント
会 長	120
社 長	120
副社長	80
専 務	50
常 務	40
取締役	10

ii. 中長期のインセンティブ報酬である税制適格ストックオプション

当社のストックオプションは、2017年6月21日開催の第58回定時株主総会において決議し、役職に応じた一定数の付与を行っております。

ストックオプションは約2年の待機期間の後、1年間に付与された数の20%ずつ行使可能であり、行使可能期間は5年間としております。

iii. 報酬の構成比率

役 職	基本報酬	業績連動報酬	合 計
会 長	58%	42%	100%
社 長	58%	42%	
副社長	58～60%	40～42%	
専 務	60～62%	38～40%	
常 務	62～65%	35～38%	
取締役	68～72%	28～32%	

(注) 1. 基本報酬は該当の役職における中央値とし、業績連動報酬は目標達成率を100%とした場合のモデルです。

2. 同一の役職でも個人別の報酬の構成比率は異なることがあります。

3. 取締役は従業員部分の給与および賞与を含んでいます。

④ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	支給員数 (人)	報酬等の種類別の額(千円)			計 (千円)
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役(監査等委員を除く。) (社外取締役を除く。)	6	99,330	70,630	4,531	174,491
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く。)	1	14,100	—	—	14,100
社外取締役(監査等委員)	2	8,640	—	—	8,640

(注) 非金銭報酬等(税制適格ストックオプション)は代表取締役社長 佐藤 恒徳、代表取締役 坂田 幸司、取締役 東川 清、取締役 小玉 敏明、取締役 大枝 博隆および取締役 中山 かつおの6名に付与しております。

(5) 社外取締役に関する事項

地 位	氏 名	出 席 状 況	発 言 状 況
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	佐 藤 誠	取締役会 24回／25回 監査等委員会 17回／17回	主に公認会計士としての専門的な見地からの発言を行っております。
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	小 泉 大 輔	取締役会 25回／25回 監査等委員会 17回／17回	主に経営者・公認会計士としての豊富な経験に基づき発言を行っております。

(注) 社外取締役は、株主総会参考書類第2号議案の「社外取締役候補者とした理由および期待される役割」に記載のとおり、適切な役割を果たしております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

会 計 監 査 人 の 報 酬 等 の 額 (注)	33,000千円
当 社 お よ び 当 社 子 会 社 が 支 払 う べ き 金 銭 そ の 他 の 財 産 上 の 利 益 の 合 計 額	33,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。
2. 当社の監査等委員会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の監査計画の監査日数、人員配置および監査内容等、前事業年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積もりの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は解任後最初に招集される株主総会において会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、当社監査等委員会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合等、会計監査人の変更が必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会に株主総会の目的とする事を求めます。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、取締役会において、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）構築の基本方針について次のとおり決議しております。

(1) 当社および子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、当社グループのコンプライアンスの全体を統括する組織として、「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置する。
- ② コンプライアンス・リスク管理委員会は当社および子会社の取締役・使用人の法令・定款等の遵守を徹底するため、コンプライアンスに係る定期的な社内教育を実施するとともに、コンプライアンスの実施状況を管理・監督し、これらの活動が適宜取締役会および監査等委員会に報告される体制を構築する。
- ③ コンプライアンスの推進については、コンプライアンスに関する規程に基づき、当社および各子会社の取締役・使用人がそれぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう、研修等を通じ指導する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制ならびに子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

取締役の職務の執行に関する情報については、文書管理規程の定めに従い、閲覧可能な状態で適切に保存および管理する。また、子会社についても、関係会社管理規程および職務権限規程により、当社取締役会または業務執行委員会に承認を得るべき事項、報告すべき事項を定める。

(3) 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、リスク管理全体を統括する組織として、「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設け、当社および子会社の有事においては社長を本部長とする「緊急対策本部」が統括して危機管理にあたることとする。
- ② 平時においては、情報セキュリティ面、環境面、労働衛生面、製品安全面、品質面等で有するリスクを分析し、リスク管理に関する規程に基づき、そのリスクの軽減に取り組む。
- ③ 「コンプライアンス・リスク管理委員会」の下部組織として、「セキュリティ委員会」、「オフィス効率化・環境整備委員会」、「品質管理委員会」を設け、各委員会が専門的な立場から、業務運営上のリスクを分析し、「コンプライアンス・リスク管理委員会」に報告するとともに、社内での研修等を随時実施しリスク管理の浸透を図る。

(4) 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社および子会社の経営等に関する重要事項については、法令および定款の定めに従い、原則毎月1回および必要に応じて適宜取締役会を開催し、必要かつ適正な協議または審議を行い決定するとともに、取締役の職務の執行の監督等を行う。
- ② 取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、全取締役および全執行役員が出席する業務執行委員会を毎月適宜開催し、業務執行に関する基本的事項および重要事項にかかわる意思決定を機動的に行う。
- ③ 取締役（監査等委員である者を除く。）は、その指揮の下、職務分掌規程、職務権限規程に基づき、責任と権限が明確な組織体系を構築し、重要な課題に迅速かつ柔軟に対応する。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、各子会社にコンプライアンス担当者を置くとともに、「コンプライアンス・リスク管理委員会」が当社グループ全体のコンプライアンスの実施を管理・監督する。
- ② 子会社については、関係会社管理規程に従い、管理、指導および監査を実施するとともに、経営状態を把握するために定期的な報告と協議を行う。
- ③ 当社の取締役（監査等委員である者を除く。）が、子会社の取締役を兼務し、各子会社の経営会議において必要に応じて重要な課題や新たに認識されたリスク等への対処について報告する機会を確保する等、グループ全体の経営効率の向上やリスク管理体制の充実を図る。

(6) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項、当該取締役および使用人の他の取締役（監査等委員である者を除く。）からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査等委員会が必要とした場合は、その職務を補助する使用人を配置するものとし、その配置にあたっては監査等委員会の意見を参考にする。
- ② 監査等委員会の職務を補助すべきものとして配置された使用人の人事（異動、評価、懲戒等）については、監査等委員会と人事部が事前に協議を行う。
- ③ 監査等委員の職務を補助すべきものとして配置された使用人は、監査等委員会の職務を補助するに際しては、監査等委員会の指揮命令に従うものとする。

(7) 監査等委員会への報告に関する体制および報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社および子会社の取締役・使用人は、監査等委員会の求めがあった時は、監査等委員会に出席し該当事項について説明する。また、当社および子会社の取締役・使用人は、法令で定められた事項のほか、当社および子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実等を発見し、または報告を受けた場合には、遅滞なく監査等委員に報告する。

当社および各子会社は、監査等委員に報告した者に対し、当該報告を理由とする不当な扱いを受けないよう規定するとともに、運用の徹底を図る。

(8) 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員は、職務の執行について生ずる費用の前払または償還、負担した債務の債権者に対する弁済等を当社に求めることができる。取締役（監査等委員である者を除く。）は当該費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なか否かにつき疑義が生じた場合を除き、遅滞なくこれを処理し、十分な監査が妨げられないことがないように取り計らう。

(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、監査に必要な情報を把握するため、関連する会議へ出席することができ、資料等の閲覧も自由に行うことができる。また会計監査人、顧問弁護士、各子会社の監査役と情報交換に努め、連携して当社および子会社の監査の実効性を確保するものとする。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記6. に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しておりますが、当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

主な会議の開催状況は、取締役会は25回、監査等委員会は17回、業務執行委員会は23回開催いたしました。

各取締役は、取締役会において各議案の審議や報告を通じて取締役の職務執行を監督するとともに執行役員を選任し、各執行役員は、代表取締役の指揮監督下、各自の権限と責任の範囲で職務を執行し、業務執行委員会に適宜報告を行っております。

監査等委員である取締役は取締役会および業務執行委員会等の重要な会議に出席して会社の状況を把握するとともに内部監査室・会計監査人と連携し、取締役および使用人（子会社含む）の職務の執行状況を監査しております。

内部監査室は、当社および子会社の内部統制システムの整備・運用状況について計画的にモニタリングを実施し、当社代表取締役社長および当社取締役会に報告を行っております。新たな対応が必要となった事項については、是正処置を行い、より適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

子会社については、当社の取締役または執行役員が兼務役員として子会社の取締役会に出席し事業の進捗報告を受けるほか、子会社の業務の適正を確保するための情報共有、指導および支援を行っており、各社の業態やリスクの特性に応じたリスク管理を実施しております。

8. 株式会社の支配に関する基本方針に関する事項

I 基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、長期に亘り安定して培ってきた信頼や技術力を含む当社の企業価値ひいては株主共同の利益の継続的かつ持続的な確保と向上に資する者が望ましいと考えております。

もっとも、当社の株主の在り方については、資本市場での当社株式の自由な取引を通じて決まるものであり、また会社を支配する者の在り方は、最終的には株主全体の意思に基づき判断されるべきであることから、会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

当社は、株式の大量買付がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありませんが、株式の大量買付の中には、その目的等からみて企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすものなど、企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。こうした不適切な大量買付行為を未然に防止するため、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

II 基本方針の実現のための取組みの内容

当社は、2006年6月23日開催の第47回定時株主総会におきまして、当社の企業価値および株主共同の利益を確保するために、当社株式の大規模買付行為への対応策（以下「買収防衛策」といいます。）の導入を決議し（以下、決議された買収防衛策を「旧プラン」といいます。）、2007年以降、定時株主総会において旧プランに賛同する取締役全員の選任決議を通じて、株主の皆様にご承認をいただいております。しかしながら、その後の買収防衛策をめぐる議論の動向を踏まえ、買収防衛策の導入等にあたっては、株主総会の決議により株主の皆様をより直接的に反映させることが望ましいと考え、2019年6月21日開催の第60回定時株主総会における承認可決をもって、買収防衛策の内容を改定いたしました（以下、改定後の買収防衛策を「本プラン」といいます。）。

本プランは、当社株式の大規模買付行為が行われる場合に、当社株主の皆様が当該大規模買付行為の当否について適切な判断を行うために必要な情報を確保するとともに、当社取締役会による大規模買付行為の評価・検討・交渉・意見形成・代替案提示の機会を確保することを通じて、当社企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的としています。

当社は、本プランに従った新株予約権無償割当ての実施、不実施または取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排除するため、中立的な第三者委員会を設置し、その客観的な判断を得るものとしつつ、取締役会においても慎重な判断を行うものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の発動要件を満たす場合には株主総会を開催し、新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認することといたします。さらに、こうした手続の過程については、株主の皆様が適切な判断を行うため、取締役会を通じ、大規模買付行為の内容と当社企業価値に与える影響、当該大規模買付行為に代わる提案の有無、その他必要十分な情報が適宜株主の皆様に対して開示されることにより、その透明性を確保することとしております。

本プランは当社ウェブサイトに掲載しております。アドレスは以下の通りです。

<https://ir.itfor.co.jp/management/governance.html>

Ⅲ 上記取り組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

当社取締役会は、これらの取り組みが基本方針に沿うものであり、企業価値・株主共同の利益を損なうものではないと考えております。

本プランにおいては、大規模買付行為があった際には、当社取締役会が第三者委員会の開催を要請し、対抗措置について同委員会の勧告を最大限に尊重してその発動の是非を判断することとしていること、また対抗措置は、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されていることから、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みは確保されており、取締役の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
また、比率等は表示桁未満の端数を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	14,694,127	流 動 負 債	4,341,093
現金及び預金	2,972,304	買掛金	1,681,861
受取手形及び売掛金	2,702,139	未払法人税等	518,805
有価証券	7,699,783	賞与引当金	419,620
たな卸資産	1,006,142	前受金	636,754
その他	313,799	その他	1,084,052
貸倒引当金	△41	固 定 負 債	248,699
固 定 資 産	3,996,866	役員退職慰労引当金	6,966
有 形 固 定 資 産	647,121	退職給付に係る負債	202,846
建物	264,001	長期未払金	38,886
機械装置及び運搬具	1,985	負 債 合 計	4,589,793
土地	149,565	(純 資 産 の 部)	
建設仮勘定	21,331	株 主 資 本	13,570,796
その他	210,238	資本金	1,124,669
無 形 固 定 資 産	599,115	資本剰余金	1,346,574
のれん	169,857	利益剰余金	12,456,812
その他	429,257	自己株式	△1,357,260
投資その他の資産	2,750,629	その他の包括利益累計額	490,993
投資有価証券	1,952,686	その他有価証券評価差額金	492,760
繰延税金資産	143,132	繰延ヘッジ損益	96
その他	654,811	退職給付に係る調整累計額	△1,862
		新株予約権	30,417
		非支配株主持分	8,993
		純 資 産 合 計	14,101,201
資 産 合 計	18,690,994	負債及び純資産合計	18,690,994

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自2020年4月1日)
(至2021年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		16,289,970
売上原価		10,903,380
売上総利益		5,386,589
販売費及び一般管理費		3,199,718
営業利益		2,186,871
営業外収益		
受取利息	5,422	
受取配当金	49,480	
投資有価証券売却益	20,960	
持分法による投資利益	21,476	
その他の	48,376	145,716
営業外費用		
支払手数料	7,329	
会員権評価損	4,800	
その他の	2,743	14,873
経常利益		2,317,713
特別利益		
関係会社株式売却益	23,515	
新株予約権戻入益	5,275	28,790
税金等調整前当期純利益		2,346,504
法人税、住民税及び事業税	725,387	
法人税等調整額	△60,156	665,231
当期純利益		1,681,273
非支配株主に帰属する当期純損失		2,595
親会社株主に帰属する当期純利益		1,683,868

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自2020年4月1日
至2021年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,124,669	1,339,961	11,398,069	△1,463,824	12,398,875
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△627,788		△627,788
連結除外に伴う利益剰余金の増減額			2,662		2,662
親会社株主に帰属する当期純利益			1,683,868		1,683,868
自 己 株 式 の 取 得				△35	△35
自 己 株 式 の 処 分		6,612		106,600	113,213
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	6,612	1,058,742	106,564	1,171,920
当 期 末 残 高	1,124,669	1,346,574	12,456,812	△1,357,260	13,570,796

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計			
当 期 首 残 高	122,581	189	△3,463	119,308	34,480	11,589	12,564,253
連結会計年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当							△627,788
連結除外に伴う利益剰余金の増減額							2,662
親会社株主に帰属する当期純利益							1,683,868
自 己 株 式 の 取 得							△35
自 己 株 式 の 処 分							113,213
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	370,178	△93	1,600	371,685	△4,062	△2,595	365,027
連結会計年度中の変動額合計	370,178	△93	1,600	371,685	△4,062	△2,595	1,536,948
当 期 末 残 高	492,760	96	△1,862	490,993	30,417	8,993	14,101,201

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	13,673,782	流動負債	4,186,254
現金及び預金	2,165,547	買掛金	1,728,419
受取手形	73,676	未払金	376,916
売掛金	2,422,207	未払費用	145,553
リース投資資産	170,100	未払法人税等	513,353
有価証券	7,699,783	未払消費税等	371,637
商仕掛品	156,873	前受金	636,754
貯蔵品	823,938	預り金	30,479
前払費用	20,354	賞与引当金	383,127
その他	140,039	その他	12
	1,261		
固定資産	4,602,521	固定負債	235,947
有形固定資産	562,740	退職給付引当金	200,161
建物	245,236	長期未払金	35,786
機械及び装置	0		
工具、器具及び備品	147,600		
土地	149,565		
建設仮勘定	20,338		
無形固定資産	412,912	負債合計	4,422,202
ソフトウェア	321,642	(純資産の部)	
ソフトウェア仮勘定	83,690	株主資本	13,330,817
その他	7,579	資本金	1,124,669
投資その他の資産	3,626,867	資本剰余金	1,322,088
投資有価証券	1,861,044	資本準備金	1,221,189
関係会社株式	1,018,699	その他資本剰余金	100,899
関係会社長期貸付金	19,000	利益剰余金	12,235,423
長期前払費用	51,790	利益準備金	94,356
長期性預金	50,000	その他利益剰余金	12,141,067
繰延税金資産	130,619	別途積立金	5,512,500
敷金及び保証金	301,972	繰越利益剰余金	6,628,567
保険積立金	166,615	自己株式	△1,351,363
その他	27,194	評価・換算差額等	492,867
貸倒引当金	△68	その他有価証券評価差額金	492,770
		繰延ヘッジ損益	96
		新株予約権	30,417
資産合計	18,276,303	純資産合計	13,854,101
		負債及び純資産合計	18,276,303

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自2020年4月1日)
(至2021年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		14,962,348
売上原価		10,165,408
売上総利益		4,796,939
販売費及び一般管理費		2,658,109
営業利益		2,138,830
営業外収益		
受取利息	749	
有価証券利息	5,189	
受取配当金	49,446	
投資有価証券売却益	21,960	
その他の	47,654	125,000
営業外費用		
支払手数料	5,797	
固定資産除却損	212	
会員権評価損	4,800	
為替差損	162	
その他の	358	11,331
経常利益		2,252,499
特別利益		
新株予約権戻入益	5,275	5,275
税引前当期純利益		2,257,774
法人税、住民税及び事業税	702,614	
法人税等調整額	△62,640	639,974
当期純利益		1,617,800

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自2020年4月1日)
(至2021年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計
						別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	1,124,669	1,221,189	94,286	1,315,475	94,356	5,512,500	5,638,555	11,245,411
当事業年度中の変動額								
剰 余 金 の 配 当							△627,788	△627,788
当 期 純 利 益							1,617,800	1,617,800
自 己 株 式 の 取 得								
自 己 株 式 の 処 分			6,612	6,612				
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)								
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	-	-	6,612	6,612	-	-	990,012	990,012
当 期 末 残 高	1,124,669	1,221,189	100,899	1,322,088	94,356	5,512,500	6,628,567	12,235,423

	株主資本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	△1,457,928	12,227,627	122,813	189	123,003	34,480	12,385,110
当事業年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当		△627,788					△627,788
当 期 純 利 益		1,617,800					1,617,800
自 己 株 式 の 取 得	△35	△35					△35
自 己 株 式 の 処 分	106,600	113,213					113,213
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			369,957	△93	369,864	△4,062	365,801
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	106,564	1,103,189	369,957	△93	369,864	△4,062	1,468,990
当 期 末 残 高	△1,351,363	13,330,817	492,770	96	492,867	30,417	13,854,101

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月21日

株式会社アイティフォー
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 竹野俊成 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松浦俊行 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アイティフォーの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイティフォー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月21日

株式会社アイティフォー
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 竹野俊成 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松浦俊行 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アイティフォーの2020年4月1日から2021年3月31日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第62期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月21日

株式会社アイティフォー 監査等委員会
常勤監査等委員 原 晃 一 ㊟
監査等委員 佐藤 誠 ㊟
監査等委員 小泉大輔 ㊟

(注) 監査等委員佐藤誠氏及び小泉大輔氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）5名選任の件

現在の取締役6名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の効率化を図るため、取締役1名を減員し、取締役（監査等委員である者を除く。）5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

1

佐藤恒徳

生年月日 1964年12月14日
所有する当社の株式数 40,800株



再任

■ 略歴、地位、担当、重要な兼職の状況

1998年3月 当社入社
2008年6月 当社執行役員ソリューションシステム事業部副事業部長
2009年10月 当社執行役員ソリューションシステム事業部長
2011年6月 当社取締役執行役員ソリューションシステム事業部長
2013年4月 当社取締役執行役員フィナンシャルシステム第一事業部長
2016年6月 当社取締役常務執行役員フィナンシャルシステム事業本部長
2017年5月 当社取締役常務執行役員フィナンシャルシステム事業部長
2017年6月 当社代表取締役常務執行役員フィナンシャルシステム事業部長
2018年4月 当社代表取締役常務執行役員事業本部長兼フィナンシャルシステム事業部長
2018年6月 当社代表取締役専務執行役員事業本部長兼フィナンシャルシステム事業部長
2019年4月 当社代表取締役社長執行役員事業本部長
2021年4月 当社代表取締役社長（現任）

（重要な兼職の状況）

株式会社アイ・シー・アール 取締役
株式会社シー・ヴィ・シー 取締役

■ 取締役候補者とした理由

当社事業の中核である金融機関向けシステム事業での地方銀行をはじめとする金融機関へ向けたシステム開発と販売に大きく貢献したその豊富な実績と経験を活かし、2019年4月より当社の代表取締役社長に就任しております。経営の重要な意思決定および業務執行に対する監督機能の適切な遂行を期待するとともに、当社の持続的成長、中長期的な企業価値の向上に資する人物であると判断し、引き続き取締役に適任と判断いたしました。

生年月日
1966年1月26日

所有する当社の株式数
124,200株

再任



■ 略歴、地位、担当、重要な兼職の状況

1987年4月 当社入社
 2008年6月 当社執行役員ソフトウェア第一事業部長
 2008年10月 当社執行役員ソフトウェア開発本部長
 2013年6月 当社取締役執行役員テクニカルサポート事業部長
 2014年6月 当社取締役常務執行役員技術開発本部長兼テクニカルサポート事業部長
 2015年10月 当社取締役常務執行役員技術開発本部長
 2018年8月 当社取締役常務執行役員公共システム事業部長兼技術開発本部管掌
 2019年4月 当社取締役専務執行役員公共システム事業部長兼ソフトウェア第四事業部長
 2019年6月 当社取締役専務執行役員公共システム事業部長兼ソフトウェア第三事業部長
 2020年4月 当社取締役専務執行役員技術開発本部長兼ソフトウェア第二事業部長
 2020年10月 当社代表取締役専務執行役員技術開発本部長兼ソフトウェア第二事業部長（現任）

（重要な兼職の状況）

株式会社アイ・シー・アール 取締役
 株式会社イーブ 取締役
 株式会社アイセル 取締役
 株式会社アルファ新洋 取締役

■ 取締役候補者とした理由

自らのシステムエンジニアとしての豊富な経験を活かし、これまで当社のパッケージソフトの品質改善やカスタマーサポート事業の顧客満足度向上に貢献してまいりました。2020年10月より代表取締役専務執行役員に就任し、技術部門の迅速な業務執行の実現、事業拡大に伴う経営体制および機能強化に貢献しており、これまでの経験と知見を経営に活かすことができるものと判断し、引き続き取締役に適任と判断いたしました。

3

おお えだ ひろ たか
大 枝 博 隆

生年月日
1957年7月23日

所有する当社の株式数
169,200株



再任

■ 略歴、地位、担当、重要な兼職の状況

- 1981年4月 当社入社
- 2004年6月 当社執行役員西日本事業所長
- 2005年4月 当社執行役員ソリューションシステム事業部長
- 2006年6月 当社取締役執行役員ソリューションシステム事業部長
- 2007年6月 当社取締役常務執行役員ソリューションシステム事業部長
- 2009年10月 当社取締役常務執行役員事業本部長
- 2015年4月 当社取締役常務執行役員フィナンシャルシステム第二事業部長
- 2016年6月 当社取締役執行役員フィナンシャルシステム事業本部第二事業部長
- 2017年5月 当社取締役執行役員CTI・基盤システム事業部長
- 2018年12月 当社取締役執行役員CTI・通信システム事業部長
- 2020年4月 当社取締役執行役員通信・エンタープライズシステム事業部長
- 2021年4月 当社取締役執行役員事業本部長兼流通・eコマースシステム事業部長（現任）

■ 取締役候補者とした理由

これまで中核事業である金融機関向けシステム事業でのサービスやノンバンク向けシステムの開発および事業の拡大に大きな貢献を果たした実績と、事業全体の統括にまい進してきた経験と見識は更なる事業の拡大に資するものとし、引き続き取締役に適任と判断いたしました。

生年月日

1965年5月9日

所有する当社の株式数

60,400株



再任

■ 略歴、地位、担当、重要な兼職の状況

1991年10月 太田昭和監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入社

2003年6月 当社社外監査役

2010年6月 当社取締役執行役員管理本部長（現任）

（重要な兼職の状況）

株式会社アイ・シー・アール 監査役

株式会社シー・ヴィ・シー 監査役

株式会社イーブ 監査役

株式会社グラス・ルーツ 取締役

■ 取締役候補者とした理由

公認会計士として当社社外監査役を務めた経験を活かし、これまで当社の管理本部長として総務、人事、経理、法務知財部門を統括してきた実績、自治体向けBPOビジネスの拡大とリスクに備えた体制を整備した豊富な経験と見識を有していることを踏まえ、引き続き取締役に適任と判断いたしました。

生年月日
1972年6月15日

所有する当社の株式数
0株



新任

社外取締役

■ 略歴、地位、担当、重要な兼職の状況

2004年3月 株式会社エスケーエレクトロニクス入社
 2013年4月 同社経営戦略室副室長
 2014年4月 株式会社写真化学入社
 2014年6月 同社 取締役
 2019年12月 株式会社エスケーエレクトロニクス 取締役
 事業開発室担当（現任）

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割

海外での新規事業立ち上げや事業会社の取締役としての経験を有しており、当社の取締役会の監督機能の強化への貢献が期待できることから、社外取締役候補者といたしました。

なお、阿部和香氏は、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしていることから、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと判断し、取締役就任後に独立役員に指定する予定です。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社の監査等委員会は、取締役候補者の知識、経験、能力および業績向上への貢献等から取締役に選任することが適切であると判断いたしました。
3. 阿部和香氏が選任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で、当社が保険料の全額を負担する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当社のすべての取締役に被保険者とし、これらの役職の立場で行った行為による損害賠償金および争訟費用等を填補いたします。2021年8月に現行契約が満了いたしますが、同様の内容で更新予定となっております。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

現在の監査等委員である取締役3名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

1

もと やま まさ ひと
本 山 昌 人

生年月日
1958年2月24日

所有する当社の株式数
81,600株



新任

■ 略歴、地位、担当、重要な兼職の状況

1981年4月 当社入社
2008年6月 当社執行役員事業本部副本部長
2011年6月 当社取締役執行役員事業本部副本部長
2013年6月 当社取締役執行役員事業開発部長
2016年6月 当社執行役員事業開発部長兼コンタクトセンターサービス部長
2017年6月 当社事業開発部長
2018年4月 当社CTI・基盤システム事業部 営業一部 シニアスペシャリスト
2021年4月 当社フィナンシャルシステム事業部 営業推進部 シニアスペシャリスト（現任）

■ 取締役候補者とした理由

当社の金融関係の業務に長年携わってきた経験と豊富な知識を有しており、当社の取締役会での重要な経営判断の際に適切な助言および提言が期待できることから、取締役候補者といたしました。

2

さ とう
佐 藤

まこと
誠

生年月日
1964年7月4日

所有する当社の株式数
13,400株



再任

社外取締役

■ 略歴、地位、担当、重要な兼職の状況

1987年4月 安田信託銀行株式会社（現 みずほ信託銀行株式会社）入社
1996年1月 経営コンサルタント業開業
2000年10月 監査法人太田昭和センチュリー（現 EY新日本有限責任監査法人）入社
2005年4月 公認会計士登録
2005年4月 佐藤誠公認会計士事務所開設（現任）
2006年2月 税理士登録
2006年2月 佐藤誠税理士事務所開設（現任）
2007年8月 あすなろ監査法人代表社員（現任）
2010年6月 当社監査役
2015年6月 当社社外取締役 監査等委員（現任）

（重要な兼職の状況）

株式会社グラス・ルーツ 監査役

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割

公認会計士、税理士、経営コンサルタントとしての豊富な経験と高い見識を有しており、これまで監査等委員である取締役として、その専門的見地から当社の経営執行の監査を行うとともに、当社の重要な経営判断の場において適切な助言および提言を行ってきた実績を踏まえ、引き続き、監査等委員である社外取締役として適任と判断いたしました。

生年月日
1970年9月5日

所有する当社の株式数
8,000株



再任

社外取締役

■ 略歴、地位、担当、重要な兼職の状況

1995年10月 朝日監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）入社
 1999年4月 公認会計士登録
 2002年1月 新日本監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入社
 2003年1月 株式会社K I Aプロフェッショナル（現株式会社オーナーズブレイン）取締役
 2003年7月 株式会社K I Aプロフェッショナル（現株式会社オーナーズブレイン）代表取締役（現任）
 2004年9月 税理士登録
 2010年6月 当社監査役
 2015年6月 当社社外取締役 監査等委員（現任）

（重要な兼職の状況）

株式会社オーナーズブレイン 代表取締役

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割

経営者としての豊富な経験と公認会計士、税理士としての高い見識を有しており、これまで監査等委員である取締役として、その専門的見地から当社の経営執行の監査を行うとともに、当社の重要な経営判断の場において適切な助言および提言を行ってきた実績を踏まえ、引き続き、監査等委員である社外取締役として適任と判断いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 佐藤誠氏および小泉大輔氏は現に当社の社外取締役であり、社外取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって6年となります。
3. 当社は、佐藤誠氏および小泉大輔氏を東京証券取引所の規定に基づく独立役員として届け出ております。
4. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結することができる旨を定めており、現在当社の非業務執行取締役の全員と当該責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、候補者が選任された場合、上記責任限定契約を新規に締結、または継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で、当社が保険料の全額を負担する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当社のすべての取締役を被保険者とし、これらの役職の立場で行った行為による損害賠償金および争訟費用等を填補いたします。2021年8月に現行契約が満了いたしますが、同様の内容で更新予定となっております。

第3号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額および内容決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）の報酬は、「基本報酬」、「短期のインセンティブ報酬である月次報酬」および「税制適格ストックオプション」で構成されていますが、本議案は、当社の取締役（下記のとおり、監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。）を対象に、新たに業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することについてご承認をお願いするものです。なお、その詳細につきましては、下記2. の枠内で取締役会にご一任いただきたく存じます。

1. 提案の理由および当該報酬制度を相当とする理由

本制度は、取締役の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

具体的には、2015年6月19日開催の第56回定時株主総会においてご承認いただきました取締役（監査等委員である者を除く）の報酬の限度額（年額300百万円以内。ただし、使用人分給与は含みません。）とは別枠で、本制度による新たな業績連動型株式報酬を、2022年3月31日で終了する事業年度から2024年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、「対象期間」といいます。）の間に在任する取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。以下も同様です。）に対して支給するというものです。

本制度の導入目的は上記のとおりであり、当社は2021年3月9日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めているところ、その概要は事業報告17ページに記載のとおりであります。本制度は当該方針に沿うものであり、本議案をご承認いただいた場合にも、当該方針を変更することは予定しておりませんので、本議案の内容は相当であると考えております。

なお、第1号議案「取締役5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は4名となります。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

（1）本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される、という株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

①	本制度の対象者	当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）
②	対象期間	2022年3月末日に終了する事業年度から2024年3月末日に終了する事業年度まで
③	②の対象期間（3事業年度）において、①の対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	合計金99百万円
④	当社株式の取得方法	自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法
⑤	①の対象者に付与されるポイント総数の上限	対象期間の3事業年度を対象として合計150,000ポイント
⑥	ポイント付与基準	役位および業績目標の達成度等に応じたポイントを付与
⑦	①の対象者に対する当社株式の交付時期	原則として退任時

（2）当社が拠出する金銭の上限

本信託の当初の信託期間は約3年間とし、当社は、対象期間中に、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、合計金99百万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として拠出し、下記（3）③のとおり受益権を取得する取締役に受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を当社の自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により、取得します。

注：当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。

なお、当社の取締役会の決定により、対象期間を3事業年度以上5事業年度以内の期間を都度定めて延長するとともに、これに伴い本信託の信託期間を延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の対象期間中に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間の事業年度数に金33百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出し、下記（3）のポイント付与および当社株式の交付を継続します。

また、上記のように対象期間を延長せず本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

(3) 取締役へ交付される当社株式の算定方法および上限

① 取締役に対するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位および業績目標の達成度等に応じたポイントを付与します。

ただし、当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、対象期間の3事業年度を対象として合計150,000ポイントを上限とします。なお、対象期間を延長する場合、延長分の対象期間を対象として付与するポイントの総数は、当該延長分の対象期間の事業年度数に50,000ポイントを乗じた数のポイントを上限とします。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手続に従い、当社株式の交付を受けます。ただし、取締役が自己都合により退任する場合等には、それまでに付与されたポイントの全部または一部は消滅し、消滅したポイント見合いの当社株式については交付を受けないものとします。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合・株式無償割当て等が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、調整されるものとします。

③ 取締役に対する当社株式の交付

各取締役は原則としてその退任時に所定の手続を行って本信託の受益権を取得し、本信託の受益者として、本信託から上記②の当社株式の交付を受けます。

ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(4) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社および当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(5) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区一番町21番地
一番町東急ビル10F

電話 03 (5275) 7841



(交通のご案内)

東京メトロ半蔵門線 半蔵門駅5番出口 徒歩1分

東京メトロ有楽町線 麴町駅3番出口 徒歩7分

駐車場の用意はいたしていませんので、お車での
ご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。